

◆ 46年ぶりに県内で国体の開催が決定しました

## 第76回国民体育大会「三重とこわか国体」

【問い合わせ】 国体推進課

☎ 22-9681 FAX 22-9852

【開催期間】 2021年9月25日(土)～10月5日(火)

第76回国民体育大会が「活力に満ちた元気な三重」につながる大会となることをめざし、その願いを「いつも若々しいこと。いつまでも若いさま。」という意味の「とこわか」に託して、「三重とこわか国体」の愛称で開催されます。

伊賀市では、正式競技5競技とデモンストラেশionsポーツ2競技の開催が予定されています。

開催の正式決定を受け、8月27日(月)に開催した「第76回国民体育大会伊賀市準備委員会第3回総会」では、更なる開催準備の推進と事業を確実に実施するため、組織を「準備委員会」から「実行委員会」に改めました。今後、国体の成功に向けて、各種事業をより一層推進してまいりますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

### 伊賀市開催 正式競技《5競技》



サッカー  
(女子)  
上野運動公園競技場



軟式野球  
(成年男子)  
上野運動公園野球場



ハンドボール  
(少年女子)  
三重県立ゆめドーム  
うえの



剣道  
(全種別)  
三重県立ゆめドームうえの



クレー射撃  
(全種別)  
三重県上野射撃場

### 伊賀市開催 デモンストラেশionsポーツ《2競技》



キンボールスポーツ  
三重県立ゆめドームうえの



伊賀流手裏剣打スポーツ  
上野公園特設会場

### 【問い合わせ】

三重とこわか国体伊賀市実行委員会事務局  
(国体推進課内)

◆ あらゆる差別撤廃に向けて、伊賀市・名張市で開催されます

## 第52回三重県人権・同和教育研究大会

【問い合わせ】 生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向けて、全ての子どもたちの未来を保障することをめざして、三重県人権・同和教育研究大会が開催されます。

【テーマ】 差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する「教育」を確立しよう。  
(「教育」とは、差別撤廃・人権文化創造に向けた「研修」「啓発」「教育」の全てをさします。)

### 【とき・ところ】

○全体会 10月13日(土)

午後1時30分～4時45分  
(受付：午後0時30分～)

三重県立ゆめドームうえの

○分科会・特別分科会 10月14日(日)

午前10時～午後4時30分

(受付：午前9時30分～)

分科会：伊賀市(8会場) 名張市(9会場)

特別分科会：アドバンスコープADSホール

【参加資料代】 3,000円

※参加する場合は事前にご連絡ください。

【問い合わせ】 生涯学習課

(公社) 三重県人権教育研究協議会事務局

☎ 059-233-5530

◆対象となる人は申請してください

# 重度障がい者・重度障がい児福祉手当

【問い合わせ】障がい福祉課  
☎ 22-9656 FAX 22-9662

## ○重度障がい者福祉手当

【対象者】 次のすべてに該当する人

- ① 20 歳以上の人
- ② 在宅で常時床についている状態または外出困難な状態
- ③ 家族などほかの人の介護を必要とする状態
- ④ 次のいずれかの手帳を持っている人  
身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 1（最重度）・A 2（重度）・B 1（中度）、精神障害者保健福祉手帳 1 級

【支給額】 月額 3,000 円

※次のいずれかに該当するときは支給対象外

- ① 特別障害者手当・経過的福祉手当・寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格がある人
- ② 病院や診療所などに 3 カ月以上継続して入院している人

【支給月】 年 2 回（4 月・10 月）

【支給方法】 本人からの請求により、本人の障がいの状態や介護の状況について審査のうえ支給します。

～状況届を提出してください～

現在、重度障がい者福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、状況届の提出が必要です。

必要書類を送りますので、必ず提出してください。期限までに提出がないと、引き続き手当を受けられなくなる場合があります。

【提出期限】 9 月 28 日(金)

## ○重度障がい児福祉手当

【対象者】 次のすべてに該当する人

- ① 3 歳以上 20 歳未満の人
- ② 次のいずれかの手帳を持っている児童の保護者  
身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 1（最重度）・A 2（重度）・B 1（中度）、精神障害者保健福祉手帳 1 級

【支給額】 月額 5,000 円

※障害児福祉手当の受給資格があるときは支給対象外

【支給月】 年 2 回（4 月・10 月）

【支給方法】 保護者からの請求により支給します。

## 【問い合わせ】

- 障がい福祉課
- 各支所住民福祉課



◆明るく住みよいまちをつくるために

# 部落問題(差別)を正しく知ろう(第5回)

【問い合わせ】人権政策課  
☎ 47-1286 FAX 47-1288

今回は、なぜ被差別部落の人たちへの差別が根強いものになったのかをお話します。

被差別部落の人たちは社会の外に置かれながらも、戦国時代に皮革生産の需要が高まったことから、各地で次第に社会の枠組みの中に取り込まれるようになりました。江戸時代になると幕藩体制の下、各藩の往来も活発に行われ、経済が発展していきました。それに伴い、皮革製造と併せて被差別部落の人たちが担っていた刑吏、警察、清掃などの役割は更に大きくなり、幕府にとって被差別部落の人たちは体制を維持するために必要な存在となりました。

しかし、これらの被差別部落の人たちの仕事は「社会外の人仕事」として伝統的な差別の上に成り立つものでした。このことから被差別部落の人たちを「差

別される人」として社会に組み込む必要があり、法体系の中で衣服の制限や立ち振る舞いなど日常におけるさまざまな差別的な法律が出されました。

このように差別を制度化し、民衆にも差別することを法的に義務付けて体制の維持を図ったため、更に差別が強化され広がっていきました。

差別の上に成り立つ制度や体制が存在して良いはずはありません。そのことに気づき、克服するために行動してきた先人たちがいたからこそ今の社会があります。しかしながら、現在も部落差別に苦しむ人は多くいます。

現代を生きる私たちは、この問題について、学び、知り、もう一度自分自身の中にある潜在的な差別意識と向き合うことが大切なのではないでしょうか。